

平成23年 第6回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成23年5月11日（水）
開会 午後3時00分 閉会 午後5時35分
- 2 場 所 アグリセンター大宮 視聴覚教育室
- 3 出席委員名 上羽敏夫、文珠清道、森益美、小松慶三、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 木本勝幸、教育理事 竹本茂、
教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹、社会教育課長
安達忠行、文化財保護課長 吉田誠
- 6 書記 教育総務課長補佐 味田伸一
- 7 議 事
- (1) 議案第21号 平成24年度使用京丹後市教科用図書の採択に関する基本方針について
- (2) 議案第22号 平成24年度使用京丹後市教科用図書に関する調査及び研究について
(諮問)
- (3) 議案第23号 京丹後市学校教科用図書選定委員会の委員の委嘱又は任命について
- (4) 議案第24号 近畿高等学校駅伝競走大会の後援等について
- (5) 議案第25号 京丹後市小中一貫教育研究推進協議会設置要綱の制定について
- (6) 議案第26号 京丹後市学校教育連携専門部会設置規程の制定について
- (7) 報告第6号 学校教育における食育の推進と地産地消の連携について
- (8) 報告第7号 就学前教育の充実に伴う幼稚園の検討状況について
- (9) 報告第8号 京丹後市スクールガード・リーダーの委嘱について

【追加議案】

- (10) 議案第27号 京丹後市指導主事の解任について

8 そ の 他

- (1) 諸報告
- ① 「後援」申請に係る4月期承認について（教育次長）
- ② 平成22年度寄附一覧について（教育総務課長）
- (2) 各課報告

<教育総務課>

- ① 平成23年度 学校施設耐震化工事等について

<学校教育課>

- ① 5月学校行事予定について

<社会教育課>

- ① 第26回国民文化祭 小町ろまん短歌大会 第7回企画委員会議について
- ② 2011プロ野球ウエスタンリーグ公式戦について
- ③ 第2回平井嘉一郎文庫記念事業作文コンクール入選作文等発表会・表彰式について

<文化財保護課>

- ① 京丹後市中学校社会科副読本資料 京丹後市の文化財の配布について

(3) その他

9 会 議 録 別添のとおり (全9頁)

10 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成23年6月1日

委員長 上羽 敏夫

署名委員 小松 慶三

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会委員長 上羽敏夫

〔被招集者〕 文珠清道、森益美、小松慶三、米田敦弘

〔説 明 者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 木本勝幸、教育理事 竹本茂、
教育総務課長 藤村信行、学校教育課長 山根直樹、社会教育課長 安達忠行
文化財保護課長 吉田誠

〔書 記〕 教育総務課長補佐 味田伸一

〈上羽委員長〉

ただ今から「平成23年 第6回京丹後市教育委員会定例会」を開会いたします。

今回の東日本大震災は、世界的にも例をみない巨大複合的災害となりました。被災地では、5月10日現在、両親が共に亡くなったり、行方不明になった孤児が140人に上っています。片親だけの遺児も含めると数百人になるそうです。

いま、38年前に小松左京氏が書いた「日本沈没」の本が、ある種の「予感」ものとして見直されているようです。

被災地は、IT産業や自動車、家電等の部品製造分野においては、全世界的にも主要な生産拠点であり、人々の大切な生活の場でもありました。そして、経済面だけで考えましても、電力不足による部品調達関連の海外流出や原発事故の影響による観光産業の衰退とか、地元への定着人口の減少が懸念されます。まさしく、日本全体が「失業化社会」に陥る危険性を感じ、不安な思いでございます。

私達が限りなく豊かさを求める過度な欲望と利益とか、利便性への依存体質を見直す機会かもしれません。「個と全体」のあり方や「私欲と公欲」の考え方等も含めて、改めて反省することが大変必要なことだと思います。

京丹後市でも、「学校再配置計画実施方針」のもと、地域住民の理解を得るための努力をしていただいております。

「原子力発電所が必要かどうか、それはあなた方が決めることです。必要性和危険性を天秤にかけて、どう生きていくのかも考えながら一緒に答えを探したい・・・」これは、ある大学助教授の言葉です。

さて、委員長としての行事出席等は、4月13日 丹後教育局で丹後地教委連平成23年第1回役員会へ、4月15日 京都市で京都府市町村教委連の幹事会へ、4月19日 京丹後市小・中校園長会議で挨拶、4月20日 丹後教育局で退職教職員表彰式で祝辞、4月28日 丹後管内公立幼・小・中校園長会議で祝辞、4月29日 第2回平井嘉一郎文庫の入選発表会並びに表彰式で挨拶をいたしました。

本日は議案6件と報告3件となっておりますが、追加議案が1件あります。また、第1回教育委員全員協議会を予定しておりますのでご協力をお願いします。委員各位の活発なご議論をお願いいたしまして開会のご挨拶と報告とさせていただきます。

次に米田教育長から、第5回教育委員会定例会開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をお願いいたします。

〈米田教育長〉

それでは皆さんこんにちは。お忙しいところありがとうございます。大型連休も済みました。学校関係の事故等の報告も挙がっておりませんし、また、児童・生徒による問題事象の報告も挙がっておりません。各学校とも PTA 総会も終えて、順調にスタートしたと思っています。それから5月、各小学校、中学校もですが、修学旅行を実施します。中学校の修学旅行は、全部の学校が関東方面に計画していましたが、今回の震災の件で全て九州方面に変更いたしました。5月から6月にかけて、秋のところもありますけれども実施をいたします。それからまた一方、委員長のお話の中にもありましたけれども、事務局の方では学校再配置前期実施方針に基づきまして、連日説明会の段取りに回っております。今週もほとんど毎日、説明会をもてるように各地区の代表の方々と打合せています。それでは、4月から5月にかけての動静について説明をいたします。メモを入れておりますので、見ながら聞いていただけたらと思います。

「平成23年4月8日～5月10日動静表」朗読説明

〈上羽委員長〉

ただいまの教育長報告について、ご質問等ありましたらお願いします。

次に会議録の承認を行います。第5回の署名委員は森委員です。会議録については、お手元に送付しております。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

原案どおり承認いたします。

〈上羽委員長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

小松委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

〈上羽委員長〉

議案第21号「平成24年度使用京丹後市教科用図書の採択に関する基本方針について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

来年度から中学校の教科書が変わります。そういうことで、本年度採択に関する事務が行われるということになります。教育次長の方から提案をいたします。

〈吉岡教育次長〉

議案第21号「平成24年度使用京丹後市教科用図書の採択に関する基本方針について」

説明をさせていただきます。

教科書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条第1項の規定によりまして、原則4年間同じ教科書を採用することとされていますが、現在使用している中学校の教科書につきましては、社会科の中の歴史以外は、平成17年に採択されたものを使用しています。これは、平成24年の中学校学習指導要領改定を見込み、4年後の平成21年に本来は採択する予定でしたが、平成21年に教科書目録に新しい教科書の登載がありませんでしたので、平成17年に採択されたものをそのまま使用しています。歴史の教科書は、平成21年に文部科学省の検定を新しくして教科書目録に登載されたものがありましたので、これを含め選定を行い、採択されたものを使用しております。今回は、来年度の中学校学習指導要領改定の全面実施により、すべての教科書が新しくなりますので、平成24年使用の教科書の採択をするものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条で、教育委員会で職務権限を規定していますが、教科書の採択については、同条第6項において、教科書その他の教材の取り扱いに関することを執行することを規定しております。また、採択の方法等については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に規定しておりますが、京都府教育委員会からの通知もあり、市町村教育委員会で採択事務に関するルールを定め、あらかじめ公表するなど採択手続きを明確にして取り組むようにとされています。この京都府からの通知は、後ろに資料としてあると思います。

本市では、京丹后市学校教科用図書選定委員会規定を定め、この選定委員会では教科用図書の選定について、教育委員会の諮問に応じて調査及び研究を行い、教育委員会に意見具申をすることとしておりまして、この意見をもとに教育委員会で採択を行うこととなります。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定では、都道府県の教育委員会は、市町村の教育委員会が行う採択に関する事務について、適切な指導、助言または援助を行わなければならないというふうにされておりました。今回の採択にあたり京都府教育委員会から、京都府における平成24年度に使用する義務教育諸学校の教科用図書の採択基準および基本観点が決定され、これについても添付しておりますが、別紙のとおり通知がありましたので、これに基づきまして本市の教科書採択に関する基本方針を別紙のとおり定めようとするものです。この基本方針については、議案につけさせていただいておりますのでご覧いただきたいと思います。

内容につきましては、1の(1)ですが、基本的な考え方の中で学習指導要領、国からの通知、その他関係資料として、国が作成している教科書採択の概要や教科用図書検定調査審議会の報告など国の資料等踏まえて採択することとしています。(2)では、列記しています府の資料等踏まえて採択をすることとしています。(3)では、選定委員会の意見具申等踏まえて採択することとしていること、(4)では、静ひつな採択環境を確保し、採択権者の判断と責任により、公正かつ適正に採択することとしています。

2. 採択する教科書は、教科書目録に登載されているものから採択することとし、小学校教科用図書は、昨年度採択と同一の教科用図書を採択することとします。中学校教科用図書は、教科書目録に登載されているものの中から採択することとします。なお書き以降では、特別支援学級で使用する教科用図書について記載をさせていただいております。

続いて、3. 採択の日程ですが、今回、平成23年8月中に採択することとなりますので、選定委員会の委員の委嘱等、諮問、調査部会の調査研究、選定委員会の意見具申等の

日程をここに記載させていただいております。以上よろしくご審議をお願いいたします。

〈上羽委員長〉

議案第21号をご説明いただきました。
ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈上羽委員長〉

今までの採択の手順とは変わったことはないんですね。

〈吉岡教育次長〉

はい、特にないですね。同じです。

〈上羽委員長〉

前回と。

〈吉岡教育次長〉

はい。

〈米田教育長〉

採択にあたっては、教員の中から、各教科毎に調査員を任命します。各教科4名を任命しますが、教科書を選定する上で大きな権限があります。そこで、公正さを確保する上で、採択の事務が終了するまで名前や調査の内容は公表しません。調査の結果を選定委員会に報告していただき、そこで検討することになります。すべての事務が完了した時点で公開することになると考えています。

〈上羽委員長〉

ほかにご意見はございませんか。

それでは、お諮りをいたします。議案第21号「平成24年度使用京丹後市教科用図書
の採択に関する基本方針について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよ
ろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認いたします。

それでは、次の議案に入らせていただきます。議案第22号「平成24年度使用京丹後
市教科用図書に関する調査及び研究について（諮問）」を議題といたします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

ただいまの第21号議案と関連している議案であります。これも、教育次長のほうから

説明いたします。

〈吉岡教育次長〉

議案第22号「平成24年度使用京丹後市教科用図書に関する調査及び研究について（諮問）」について、説明をさせていただきます。前議案の提案でも説明しましたとおり、平成24年度使用の中学校教科書について、採択を行う必要が生じたので、京丹後市学校教科用図書選定委員会規定第2条の規定に基づきまして、別紙のとおり選定委員会に諮問をしようとするものです。諮問書の内容については、ご覧いただきたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上ご審議をお願ひいたします。

〈上羽委員長〉

議案第22号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願ひいたします。

それでは、お諮りをいたします。議案第22号「平成24年度使用京丹後市教科用図書に関する調査及び研究について（諮問）」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認いたします。

次に会議の非公開についてお諮りをいたします。

議案第23号については、人事案件のため、京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第23号については非公開といたします。

（議案第23号について、審議可決）

〈上羽委員長〉

それでは、次の議案に入らせていただきます。議案第24号「近畿高等学校駅伝競走大会の後援等について」を議題といたします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

これも、教育次長のほうから説明いたします。

<吉岡教育次長>

議案第24号「近畿高等学校駅伝競走大会の後援等について」説明をさせていただきます。この事業は近畿高等学校体育連盟等が主催する近畿高等学校駅伝競走大会を京丹後市で実施したい旨、近畿高等学校体育連盟から市に対し協力依頼がありました。京丹後市内で近畿管内を対象とする高校生のスポーツ大会が実施されることにつきましては、本市のスポーツ振興と市の活性化に寄与すると考え、後援等を行うこととしたものです。なお、今回は単なる名義貸しの後援ではなく、準備から運営までに関わることとなりますが、市でスポーツ振興に関することについての事務所管は教育委員会であるため、具体的な取り組みをするにあたり、教育委員会の後援等について承認をお願いするものでございます。別紙の資料もご覧いただきたいと思っております。

1「趣旨」から5「支援」までは、ただいま趣旨は説明させていただきましたし、主催から支援までご覧いただきたいと思っております。説明は省略させていただきます。日時につきましては、平成25年度から27年度までの3年間、11月の第3日曜日となっております。コースについては、アミティ丹後を発着とし、男子は宇川の平地区、女子は砂方地区の折り返しになります。高体連の希望としましては、京都府の南部では全国大会、中部では府下大会をしておりますので、北部でジオパークの関連コースを走りたいということでございます。参加数は、男女とも各府県6チームですが、開催県である京都府は4チーム増やして10チームということになります。11「役員」から14「宿泊日」までは説明を省略させていただきます。運営経費は、開催実績等をお聞きする中で約1,000万円程度としておりますが、正式な見積もりではございません。収入は各団体からの補助金、参加料、広告等の協賛金を見込んでいますが、市に対しても補助金の要請がありますが、これについても金額は未確定でございます。16に「市の後援内容等」を記載しておりますが、主催は高体連等が行いますので、事務局も高体連が行います。市は側面的な支援を行うこととなりますので、教育委員会に専任職員等の配置は特に必要なく、兼務での対応で可能というふう聞いております。なお、最後のページの資料には、スケジュールの予定等もつけさせていただいておりますので、こちらもご覧いただきたいと思っております。以上後援等の議案についてよろしく申し上げます。

<上羽委員長>

議案第24号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

<文珠委員>

今は、どこで開催されているんですか。

<吉岡教育次長>

滋賀県の東近江市が22年から24年までの3年間を実施しています。

<森委員>

運営費なんですけど、さっき言われたように各団体からの補助金、それから広告、参加料以外は、すべて京丹後市が持ち出しになるんですか、足りない分は。

<吉岡教育次長>

考え方は反対だろうというふうに思っているんですが、ある程度予算の段階で、市のほうにはこの程度の補助金がほしいということのお話はあると思うんですが、高体連のお話の中では、協賛金、広告料等をできるだけたくさん集めたいという思いがあるようですので、その結果によって補助金の額も若干変わってくるんじゃないかなというふうに思っています。それと、京都府も主催になっているのですが、京都府の補助金もまだ確定をしていない状況ですので、またそういうことの中で額は決まってくるのではないかなというふうに思います。足りない分は、すべて京丹後市がもつということにはならないと思います。

<文珠委員>

前泊、前の日に泊まれる形になるんですか。

<吉岡教育次長>

遠い地域の学校については、金曜日くらいから入られるというふうに聞いています。ですから、選手については二泊されるチームもあるのではないかなと思います。

<上羽委員長>

それでは、お諮りをいたします。議案第24号「近畿高等学校駅伝競走大会の後援等について」につきまして、承認にご異議はございませんか。

<全委員>

異議なし。

<上羽委員長>

異議なしと認め、承認いたします。

ここで、いったん休憩に入ります。

(15時29分～16時55分まで教育委員協議会開催のため休憩)

<上羽委員長>

会議を再開します。

それでは、次の議案に入らせていただきます。議案第25号「京丹後市小中一貫教育研究推進協議会設置要綱の制定について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

<米田教育長>

教育次長のほうから説明をいたします。

<吉岡教育次長>

議案第25号「京丹後市小中一貫教育研究推進協議会設置要綱の制定について」説明をさせていただきます。この要綱につきましては、昨年提案しました学校教育改革構想(中間案)を基に具体的な取り組みを進めていくために、調査、研究及び協議を行う機関とし

て、京丹後市小中一貫教育研究推進協議会を設置するものです。

内容の説明をさせていただきます。第1条では、設置の目的を規定しており、市の教育課題を踏まえて、就学前から義務教育期間を通した計画的かつ系統的な教育を行なう小中一貫教育を推進し、児童生徒の生きる力の育成を図るためとしております。第2条では、協議会の所掌事務を第1号から第6号に列記し、第3条では組織は25人以内の委員とし、教育長が委嘱または任命すること、また委員の要件を第1号から第6号に列記し、第4条では委員の任期等を、第5条では役員の選出方法や職務内容、第6条では会議の招集と議長を、第7条では専門部会の設置について規定しております。第8条では、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ意見を聞くことができること、広く市民から意見を公募できることを規定しております。第9条では庶務を学校教育課で処理すること、第10条ではその他の事項は教育長が別に定めることとさせていただきます。なお、附則で施行日を規定しておりますが、本日議決いただきましたら、明日5月12日告示を行い同日の施行日とし、協議会の立ち上げは6月にしたいというふうに考えております。以上よろしくご審議をお願いいたします。

<上羽委員長>

議案第25号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

<文珠委員>

この推進協議会設置については必要なことですし、内容についてはこのとおりだと思うんですけども1点だけ、この協議会は教育長が委嘱されて招集されるわけですが、教育委員会事務局も入っての会議ということですが、事務局はあくまで事務的サイドだと思うんですけど、ということは委嘱された方々が中心となって教育改革の根幹を作られるということだと思うんですけども、ここに教育長の指導といいましょうか、教育長が委嘱してひとつの委員会を作ると、教育長は直接そこには行かないですね。

<米田教育長>

会議には顔を出しても委員ではないですね。

<小松委員>

そうすると、教育長の意見、言うならば委員会の意見というのは間接的には回るでしょうけども、直接的な指導力というのはちょっと薄まるんじゃないかなと懸念するんですけども。

<吉岡教育次長>

今回の推進協議会の設置要綱の特徴が1つあるのが、ここで議決することになっていないんです。賛否を問うようなことはなくなって、いろんなことを協議していただいて、ものとしては作っていくことになるとは思いますけど、教育長にはできる限り会議には出させていただいて、委員ではないんですが、教育長の指導は受けるという形にはしたいというふうに思っております。それと、第3条の2項の第6号で教育委員会の事務局職員を配置をしていることにしているんですけども、学校教育課は事務局になりますので、具体的な庶務を

することになるんですが、できれば私がここに参加をさせていただこうかなというふうに思っております。

〈上羽委員長〉

これはそういうことから言うと、別にここが答申を出すわけでもないということになると、存在価値、重みというものがどこにあるのかということはどう考えれば良いか。答申でも出て、そしたらそれに沿ってという話になるのだけど、これは言い出しっぺで、ただ言っただけで聞こうが聞こまいがそんなことは実行するほうの勝手ですと、そういう会議ですわなと言われたらどうなるかな。

〈吉岡教育次長〉

一応ここで色々協議をしていただいたことを教育委員会議の場に持って挙がらせていただくことになると思うんですが、教育委員会のほうから諮問をするという形はとらせていただいていないということです。

〈上羽委員長〉

それは分かるんですけど、そういうような形態がないとなってきた時に、ここの意見というものがどう吸い上げられて、どう反映されたということの重みがないわね。それは、受け取る側の問題だということになるけど、私が言うのは、普通なら何かあったらそういうものを出してこれで検討して下さいとかいうことになるわけだけでも。これは任期は2年ですか。2年いうことになってくると、なおさら今度は日替わりメニューでええわなというふうに印象を受けるんだけど。閣僚が3人足りないから3人補充したいと勝手にやればいだけの話でといたら軽いものになってしまう。

〈米田教育長〉

色々考え方があって、例えば教育長も入って次長も入って委員になり、教育委員会の思い通りにここを動かしているという捉え方をされるんでなく、多くの方々の意見を聞いて教育委員会の責任の下にまとめていただくという形をとるというふうにしたいと考えています。

〈上羽委員長〉

それは分かるんですけども、そうだったらその議事録いうものが丸っぽ教育委員会の委員のところ挙がって行って、教育委員がそれを目を通すというようなことがない限りは、要約したものだけ挙げていいたら、そこはいいと取りしている意見しか教育委員に渡らなかつたらあまり意味がないということで。私は、その辺りのことが果たしてどうなんだろうなと思っている。

尊重するのはいいんだけども、日替わりメニューで2年だったら2年でしょ。2年だからそれで、そしたら継続性がない。本当は小中一貫教育というようなことは2年でできないじゃないですか。そしたら、いや知りませんわな次の人があるで。えっ、そしたら2年だけの思いつきだけでいいんですか、それで通しようがなければ自分たちの意見出したというものをどう教育委員会に反映されたかという資料として上がるものもないと。その辺りをきちっとしておかないことには、結局文珠委員が一番最初に言われて、どこの審議会

だ委員会だといっぱいありますけどという話になっちゃって。そして、今度はこれがもとになっていろんな各地域の実際に今度は統廃合をやったときに、審議会ではこういう意見がありましたと、これをダシに使うわけですよ。そこらの懸念を私は感じておるということです。悪い方に使うという意味ではなくて、そういう重みやいろんなことがある程度担保された格好のようなものがないと本当はおかしいじゃないかということ。

<文珠委員>

小中一貫教育、教育改革、再配置の関係、おそらく一番思いをもっておられるのが委員長であり、教育長であると思うんです、その指導力も含めて。その指導力が発揮していただきたいんです、協議する中で。そうすると、単にオブザーバーだけで良いのかなという気がしないでもないんです。それがまとめられた意見として、思い持たずに上がってくるというのはちょっとどうかなという気がします。

<吉岡教育次長>

一般的な話になりますが、市が行う場合にこういう協議会などの審議会に理事者が入っていないです。理事者の方は指示する立場でいつでもその会議には入っても構わない形に、なると思いますので普段教育委員会でも色々と協議会を持って、ほとんど教育長はその会に参加をするような形になっています。教育長の意向はいつでも伝わるような形にはなっていると思います。それと、委員の任期は2年なんですけど、協議会はずっと必要で、いつの時点で答申をするとかそういうものではなくて、ずっとこれを作り上げていくものであろうというふうに思っていますので、今はいつの時点で終わってしまうということには言えないと思っています。

<小松委員>

京丹後市小中一貫教育研究推進協議会ですよ。研究の協議ということだという解釈するのなら、ずっと継続の恰好、2年は一応の任期だけれども、役職も変わる中で継続的に協議をしてもらっているいろいろな情報を挙げていただくと、それぞれのところの思いを挙げていただくということだけを主目的として進めるためには、研究を主体としてあるべき姿だということなら協議会でもいいのかなと。簡単に答申を出されてこうすべきという研究だというふうに推進しなさいという形、あるいははしなくていいという形が出てしまうのも何かちょっときついのかなという気もするんですけどね、実は。だから、25人の構成がどういう恰好で学識経験者でも結局それも2年の中で充て職的にまた変わってくるとは思うので、そこに充て職のところに対して反対に答申をきちっと出せっていうのも少し無理があるのかなという気はするので、少し協議会として様子を見た上で必要性に応じてまた答申をいただいてもいいとは思いますが、今の時点で答申を出してもらうことにしてしまうと充て職的な部分を中途半端に出るということ避けようと思うと、研究してもらって協議してもらっているんだと、とりあえず。

<上羽委員長>

問題となるのは、ここで結局2年間なら2年間の間に協議してもらったのが、それをまた次の2年に継続してそれを基盤として、継続して延ばすところ削るところ、その辺りが明確に担保されるように事務局でやらなければ、私がさっきから担保、担保と言ってい

る意味になるんですよ。変わったら次の人でやったらまたといったら、一体、教育というものは商売しているわけではないので。

<小松委員>

事務局サイドでうまく運用していただいて、その本筋の部分を継続性があるような恰好での協議会に持って行ってもらうということしかないのかなと。

<文珠委員>

再配置をひとつの契機として考えるということは考えられたことだと思うんですけども、そうすると再配置は25、26年に集中してあるなかで、2年間の再任を妨げないという中でいつまで協議会を何年もつ計画、だいたい目安をつけられておるのかわかりませんが、もう25年26年にはもう完全にほとんどがなってくる予定でしょ。それと、それが再配置されてその中で同時進行していくぐらいのつもりでやっていかないと、効果が出たと誰も思わないじゃないですか。慌てる必要はないと思いますけど、ただきっちり効果も出していかんなんということはあるんじゃないかなと思いますけれども。

<吉岡教育次長>

その辺は言われるとおりです。ただ小中一貫教育をやりあげていこうと思うと、先進的な市町村なんかでもやられている分から言うと、1年や2年ではなかなかできないだろうというふうに思っていますので、同時進行でやっていくことにしなければならないだろうというふうに思っています。再配置の関係も早ければ来年からもう三津が島津に行くということもありますので、そういうことがある程度、複式学級をなくすのではなくて、一緒になったことによってこんなによいことがあるんだということのある程度表すためには、こういうことも取り入れていくことを少しでもやっていかなければならないというふうに思っていますので、そういう面も含めての検討は必要だというふうに思っています。

<山根学校教育課長>

補足説明をさせていただきたいと思います。教育長が委嘱し任命をするということでございますので、当然教育長にはその内容が報告されると思っております。その報告内容をもって今後教育委員会の中でお諮りをしていくというのが大前提かなと思っております。それからもう1点、第2条のほうに書いておりますけども6項目あげさせていただいております。これを毎年同じようなことを論議していくという考え方をもっておらずに目標年次を定めながら答えをひとつずつ出していくという考え方で今検討をしております。例えば、第1号に定めております「京丹後市の学校教育改革構想」については、平成23年度を目途にある程度の方向性を出していきたい。それを受けて、第2号の学校の組織、運営に関することも当然論議していきたい。徐々に下段の方に降りてまいりますけども、そういう目標年次を定めて2年という任期の中で責任を持って協議をしていただくという体制を考えてまいりたいと思っております。

<上羽委員長>

そうすれば分かりますけれども、どっちにしても、全部の含みというのは視野に置きながら重点的なことは1なら1からというような恰好でお願いしたい。

〈上羽委員長〉

ほかに意見はございませんか。

それでは、お諮りをいたします。議案第25号「京丹後市小中一貫教育研究推進協議会設置要綱の制定について」につきまして、承認にご異議はございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認いたします。

それでは、次の議案に入らせていただきます。議案第26号「京丹後市学校教育連携専門部会設置規程の制定について」を議題とします。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

この件につきましても、教育次長から説明いたします。

〈吉岡教育次長〉

議案第26号「京丹後市学校教育連携専門部会設置規程の制定について」説明をさせていただきます。この規程につきましては、前議案で議決いただきました京丹後市小中一貫教育研究推進協議会設置要綱の規定に基づきまして、協議会内に具体的な事項を調査研究する専門部会を設置するというものです。

内容を説明させていただきます。第1条ではこの規定の趣旨を、第2条では名称、第3条では所掌事項を規定しています。部員の選出は要綱で規定していますので、第4条では部員の任期等を規定しております。第5条では部長、副部長の任務を、第6条では会議について、第7条では意見の聴取等について記載しております。第8条では庶務について、第9条ではその他の必要な事項は教育長が定めることを規定しております。なお、附則で施行日を規定しておりますが、要綱と同様に本日議決いただきましたら、明日5月12日告示を行い同日の施行日とさせていただきますと思っております。以上よろしくご審議をお願いいたします。

〈上羽委員長〉

議案第26号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

〈上羽委員長〉

これは、先ほどの説明では学校の教師が、専門部会の構成員になるということですね。

〈吉岡教育次長〉

はい、そうです。

〈文珠委員〉

協議会が設置されて、少し間をおいて？

〈吉岡教育次長〉

少しずらして、協議会の方である程度やり方の方針等決めていく中で、専門部会の選任もあたっていきたいと思っています。

〈文珠委員〉

専門部会は同じ要綱の第2条の各号に掲げる事項について調査研究し、報告するものとするとしてありますが、推進協議会のある程度の構想があって、部会に任せて部会で調査・研究をしていただいて、その報告を受けて、それをまたまとめるということですか。

〈吉岡教育次長〉

そうです。部会の方では、細かいカリキュラム的なもの内容をしていただきたいという思いがあります。先ほど、団体の代表というようなことも少し出ていたんですけども、学校長がなかなかしにくい部分があるので、実際の教科担任をしている先生方にいろいろと協議していただきたいというふうに思っております。

〈森委員〉

これはもちろん小学校、中学校、幼稚園も含めてですね。

〈吉岡教育次長〉

はい。

〈上羽委員長〉

協議会で協議した流れの中で、これが。だから就学前からということです。

〈上羽委員長〉

議案第26号をご説明いただきました。

それではお諮りをいたします。議案第26号「京丹後市学校教育連携専門部会設置規程の制定について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしと認め、承認いたします。

それでは、次に報告議案が3件あります。報告第6号「学校教育における食育の推進と地産地消の連携について」、報告第7号「就学前教育の充実に伴う幼稚園の検討状況について」、報告第8号「平成23年度スクールガード・リーダーの委嘱について」を一括議題とします。よろしくお願いたします。

<米田教育長>

それでは、担当から報告いたします。

<吉岡教育次長>

報告第6号から報告第8号まで私の方から概略を説明させていただいて、必要があれば、担当課長のほうから補足させていただきますのでよろしくお願ひします。

報告第6号「学校教育における食育の推進と地産地消の連携について」説明をさせていただきます。資料をつけさせていただいておりますので、資料の方をご覧いただきたいと思ひます。この事業は、昨年実施しました「京丹後の新米・サワラの日」の取り組みを踏まえまして、平成23年度も小中学校で地域の特色を生かした学校給食を実施するとともに、地産地消の取り組みを通して子どもたちの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長を図ろうとするものでございます。事業の名称は、「まるごと京丹後食育の日」とし、実施日は各学期に1回を予定しております。実施主体は、京丹后市農業経営者会議が中心となりますが、教育委員会、学校ともこの事業の取り組みに協力したいというふうにお願ひしております。

続きまして、報告第7号「就学前教育の充実に伴う幼稚園の検討状況について」説明をさせていただきます。これも添付の資料をご覧いただきたいと思ひます。内容につきましては、幼保一元化の取り組みについて、3月議会で京丹后市保育所再編等推進計画等が議決されたことによりまして、具体的な取り組みを進めていくことにしたものでございます。2の課題に記載してありますとおりに、多くの検討をしなければならない事項がありますが、この4月から子ども未来課と教育委員会とで協議を進めているところでございます。その中で、保護者に対する意向調査も必要だろうという意見も出ているなかで、別紙の意向調査程度のもを大宮地域の保護者等に行いたいということも考えておりますので、そちらの方もご覧いただければというふうにお願ひします。

続きまして、報告第8号「平成23年度スクールガード・リーダーの委嘱について」説明をさせていただきます。地域社会全体で学校の安全に取り組む体制を整備するために、従前は京都府が任命しておりましたが、昨年度からは市の方でスクールガード・リーダーを設置し任命をしております。今年度のスクールガード・リーダーを別紙名簿のとおり委嘱することとしましたので報告させていただきます。なお、メンバーにつきましては昨年度と同じ方を任命をたく、任期については保険等の関係から6月1日から年度末というふうにさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。以上でございます。

<上羽委員長>

ありがとうございました。

ご質問等がございましたらお願ひします。

<上羽委員長>

この就学前の報告第7号の幼稚園の検討状況の関係については、これはやっぱり究極的には、子ども未来課と教育委員会との組織。そしてお金の入ってくる一本化した中での検討がなされなかったらそれはちょっと無理です。断定したらあかんけど、そこらへんを市長によく説得してやってもらわなければいけない。石嶋部長もそのことをよく理解しとんなる。どこでどう動かんとストップしていてそれから話がいかんのか、それが正常に動か

なんだから結構しんどい。お金の入ってくる関係とか組織の関係が、どこまでいっても打ち合わせをしては前に進めとるということだったら。逆に言ったら、そういう状態を市民が知ってしまったら、やる気があるのかということになってくると思う。

〈上羽委員長〉

ほかに報告関係はありませんか。

それでは引き続きまして、追加議案ということで、議案1件が準備されていますので、議案の審議をお願いしたいと思います。

はじめに、会議の非公開についてお諮りします。

議案第27号については、人事案件のため、京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈上羽委員長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第27号については非公開いたします。

(議案第27号について、審議可決)

〈上羽委員長〉

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて5のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(1) 諸報告

〈教育次長〉

①「後援」申請に係る4月期承認について

〈教育総務課長〉

①平成22年度寄附一覧について

(2) 各課報告

〈教育総務課〉

①平成23年度 学校施設耐震化工事等について

〈学校教育課〉

①5月学校行事予定について

〈社会教育課〉

①第26回国民文化祭 小町ろまん短歌大会 第7回企画委員会議について

②2011プロ野球ウエスタンリーグ公式戦について

③第2回平井嘉一郎文庫記念事業作文コンクール入選作文等発表会・表彰式について

<文化財保護課>

①京丹後市中学校社会科副読本資料 京丹後市の文化財の配布について

<上羽委員長>

以上で第6回京丹後市教育委員会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

〈 閉会 午後5時35分 〉

[6月定例会 平成23年 6月1日(水) 午後3時00分]